

2010年6月10日
(平成22年)

藤沢市秩父宮記念体育館指定管理者
財団法人 藤沢市みらい創造財団
理事長 小野 晴 弘 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

スポーツ施設運営管理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，コンピュータ処理並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2010年6月1日付けで諮問（第439号）されたスポーツ施設運営管理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，コンピュータ処理並びに目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供することについては、「3 審議会の判断理由」の(3)に述べたところにより認められる。
- (4) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知

を省略する合理的理由，コンピュータ処理を行う必要性並びに目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市秩父宮記念体育館は平成13年4月1日から財団法人藤沢市スポーツ振興財団が藤沢市から業務委託を請け，その他の市内スポーツ施設（秋葉台運動施設事務所・鵠沼運動施設事務所等）とともに管理運営を行なってきたが，平成18年4月1日からは藤沢市秩父宮記念体育館指定管理者として指定を受け，引き続き管理運営を行っている。その後，平成22年4月1日より財団統合により新財団「財団法人藤沢市みらい創造財団」に業務が引き継がれた。

施設の管理運営の中で，防犯カメラを体育館内に18台，屋外2台，合計20台を設置して管理を行っているが，近年子どもたちの大会における不審者による盗撮に対する苦情などが多く寄せられている状況である。また，去にはロッカーあらしや置き引きなども発生した経緯もある。

これまで個人情報保護の観点から監視カメラの映像を録画してきていないが，平成22年4月に機器の更新を行なうにあたり，近年の利用状況などに鑑み，また，来館者の安全を守るため，新たに録画機器を設置することとした。この映像は本人以外のものから収集する個人情報であることから，条例第10条第4項の規定により今回の諮問に至ったものである。

なお，ハードディスクに保存する方法は，コンピュータを使用して行われる情報の蓄積であることから，条例第18条のコンピュータ処理に該当するため，今回の諮問に至ったものである。

近年子どもを対象にした事件や無差別な通り魔的犯罪が多発している中，小さな子どもから高齢な方まで利用している施設の管理者として，利用者の安全を守るほかに事件が発生した場合は早期解決に向け最大限の協力をする観点から，司法警察職員としての職務を行う者等から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書により，防犯カメラによって撮影し，録画した画像（以下「防犯カメラ画像データ」という。）の目的外提供の依頼が想定できる。この場合，条例第12条第4項により藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）に諮問しなければならない。ついては，事件解決への迅速な対応のため，今後司法警察職員としての職務を行う者等から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書により防犯カメラ画像データの目的外提供を求められた場合に，目的外提供を受けようとする者にとって当該求めた方法以外に情報を入手する手段がないと本財団の理事長が判断した場合に限って，運営審議会への諮問の手続きを経ることなく，目的外提供できるという包括的な取扱いをいたく，諮問に至ったものである。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ画像データ収集の目的は、施設での盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像データ

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理をする必要性

防犯カメラの画像の保存にあたり電磁的媒体としてはビデオテープ等もあるが、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると、消耗度が高く画像の劣化等長期的な使用は困難となっている。一方、ハードディスクによる画像の保存は、その蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易なことから、コンピュータ処理による方式にしたものである。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

防犯カメラ画像データ

ウ 安全対策及び日常的な処理体制

安全対策としては、録画機器であるハードディスク及び画像を複写するためのパソコンは、管理事務所に配置し所定のラックに固定することで持ち出しを防止している。また、操作を行う際にはパスワードの設定をしておき、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限している。日常的な管理としては、条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと及び「財団法人藤沢市みらい創造財団防犯カメラ運用基準」（以下「カメラ運用基準」という。）を定め、管理を行うこととする。

なお、設置機種は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きされるようになっている。また、防犯カメラの画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しない。

(4) 目的外に提供する必要性について

ア 個人情報の照会

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、当該施設内で発生した盗難、器物損壊、放火及び不法侵入の捜査のために、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うにあたり、その権利付与の規定に基づき正当な

権限を有する者によって行われるものであることから、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は、当該施設利用者である被害者を救済することでもあり、そのことが当該施設を管理する本財団の利益と合致するものである。

また、当該事件の解決には照会に対する早急な対応が特に重要となることから、今後の防犯カメラ画像データの目的外提供については、目的外提供を受けようとする者にとって当該求めた方法以外に情報を入手する手段がないと本財団の理事長が判断した場合に限って、運営審議会に諮問の手続きを経ることなく、カメラ運用基準に基づき、目的外提供できるという包括的な取扱をする必要があると判断したものである。

イ 目的外の提供先

司法警察職員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像データ（必要最低限の時間に限る）

また、目的外の提供についてはガイドラインを定めている。

(5) 本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、防犯カメラ画像データで確認される個人と、当該施設利用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため、本件にかかわる本人通知を省略したい。

(6) 実施時期（予定年月日）

平成22年 6月11日

(7) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 防犯カメラ設置箇所図

ウ 記録媒体使用機種

エ 財団法人藤沢市みらい創造財団防犯カメラ運用基準

オ 財団法人藤沢市みらい創造財団個人情報の目的外提供についてのガイドライン

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ画像データ収集の目的は、施設での盗難等の犯罪を防止するために行うものであり、本人の同意を得て収集する方法ではこの目

的を達成することが困難であるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラの画像の保存にあたり、ビデオテープは一定期間保存されたのち反復して使用すると、消耗度が高く画像の劣化等長期的な使用は困難であるが、ハードディスクはその蓄積容量もビデオテープに比べ多く、長期的な使用においても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しも容易であるとして、ハードディスクによるコンピュータ処理を行うとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じている。

- (ア) 録画機器であるハードディスク及び画像を複写するためのパソコンは、管理事務所に配置し所定のラックに固定することで持ち出しを防止する。
- (イ) 操作を行う際にはパスワードの設定をしておき、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ管理取扱者以外には利用ができないよう利用者を制限する。
- (ウ) 日常的な管理としては、条例の定めるところに従い、適正に取り扱うこと及びカメラ運用基準を定め、管理を行うこととする。
- (エ) 設置機種は保存期間である7日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きされるようになっている。また、防犯カメラの画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会は、当該施設内で発生した盗難、器物損壊、放火及び不法侵入の捜査のために、正当な請求権を有した司法警察職員等によって行われるものであり、公共の福祉を維持するため必要な捜査を行うにあたり、その権利付与の規定に基づき正当な権限を有する者によって行われるものであることから、実施機関では、当該照会の正当性及び公益性が認められ、事件の解決は、当該施設利用者である被害者を救済することでもあり、そのことが当該施設を管理する実施機関の利益と合致する

ものであるとしている。

また、実施機関では、当該事件の解決には照会に対する早急な対応が特に重要となることから、今後の防犯カメラ画像データの目的外提供については、目的外提供を受けようとする者にとって当該求めた方法以外に情報を入手する手段がないと本財団の理事長が判断した場合に限って、運営審議会に諮問の手続きを経ることなく、カメラ運用基準に基づき、目的外提供できるという包括的な取扱をする必要性があるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。ただし、個人情報の目的外提供についてのガイドラインについては、目的外提供の範囲を判断者が適切に判断できるよう、「1趣旨」と「2目的外提供の判断根拠（2）提供目的の範囲」を整理し、当該ガイドラインを修正した上で、運営審議会に報告することを条件とする。

(4) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、本人以外のものから収集する及び目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ画像データであり、防犯カメラ画像データで確認される個人と、当該施設利用者名簿等による照合によって人物を特定することが事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上